

姫路市長 清 元 秀 泰

デジタルチケット導入・運用保守業務に係る公募型プロポーザルの  
実施について

標記の件について、下記のとおり公告する。

記

1 プロポーザルに付する事項

(1) 業務名

ア 導入

デジタルチケット導入業務委託

イ 運用保守

デジタルチケット運用保守業務委託

(2) 業務の概要

本市では、市民一人ひとりが便利で安心して暮らせるまちの実現を目指し、行政サービスだけでなく地域社会のデジタル化・DXを強力に推進している。

この度、高齢者や障害者の社会参加の促進や生きがいの増進を目的とした交通優待助成のうちタクシー、船舶等の助成についてデジタル化を行う。タクシー等の交通助成は、現在、紙の助成券で行っているが、利用者が複数の助成券を持ち歩く必要があることや助成券の紛失リスク、助成券の交付や利用済助成券の精算に係る事務負担など様々な課題を抱えている。

そこで、デジタルチケット発行・管理システムを導入し、タクシー等の助成券をデジタルチケット化することで、それらの課題を解決し、利用者の利便性の向上を図るとともに、事業者及び市職員の負担軽減及び事務の効率化を図る。

(3) 履行場所

姫路市役所及び受託者の事業所内等で本市が認める場所

(4) 業務期間

ア 導入

契約を締結した日から令和8年3月31日まで

イ 運用保守

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（長期継続契約）

※ 地方自治法第234条の3、地方自治法施行令第167条の17及び姫路市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第3号に基づく60ヵ月の長期継続契約を想定している。

(5) 提案上限金額

ア 導入

22,000千円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

イ 運用保守

月額1,800千円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

※ 追加提案に要する経費を除く。

※ イの提案上限金額については、年度ごとの予算額を保障するものではない。

なお、令和8年度以後において、この契約に係る本市の予算の減額又は削除があったときは、この契約を変更し、又は解除することができることとする。

この変更又は解除により契約相手方に損害があるときは、契約相手方は、その損害の賠償を本市に請求することができる。この場合における賠償額は、姫路市と契約相手方との協議の上定めるものとする。

## 2 プロポーザルの実施

- (1) 本件は、デジタルチケット導入・運用保守業務委託公募型プロポーザル募集要項に基づき実施する。

デジタルチケット導入・運用保守業務委託公募型プロポーザル募集要項は、姫路市役所ホームページで提供する。

(<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/category/0000030095.html>)

(2) 担当部署及び連絡先

姫路市健康福祉局長寿社会支援部高齢者支援課

〒670－8501 姫路市安田四丁目1番地

電話：079－221－2316